慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	欧州共同体第一審裁判所の現状
Sub Title	Erfahrungen aus der bisherigen Tätigkeit des Gerichts erster Instanz der Europäischen Gemeinschaften
Author	石川, 明(Ishikawa, Akira)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1993
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.2 (1993. 2) ,p.1- 15
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930228-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

欧州共同体第一審裁判所の現状

石川明

Ⅰ 序論
Ⅱ 欧州共同体第一審裁判所の現状
1 機能と管轄
2 事件数等
3 組織と構成
4 審理の重点
5 上訴手続
Ⅲ 結びにかえて

Ⅰ 序論

私は、先に欧州共同体第一審裁判所(Gericht erster Instanz der Europäischen Gemeinschaften—以下 Gel と略す)[1][2]の成立の背景・管轄・構成等について、本誌六十五巻十二号九頁以下に論文を発表したが、その後ボン大学欧州経済法研究所(Zentrum Für Europäisches Wirtschaftsrecht)講演報告第一四輯にルクセンブルク・Hans Jung 博士の "Funktion,

Arbeitsweise und Zukunft des Gerichts erster Instanz der Europäischen Gemeinschaften" と題する論文を読んだ。これは欧州共同体の域内市場における法と経済（Rechts und Wirtschaft im Binnenmarkt der EG）と題する右研究所の一連の講演の一環として一九九二年一月二七日になされたものの原稿である。ここに Gel の設置以来の活動状況がよく示されているので、これを紹介しながら私見を述べさせていただくことにしたい。なお、上記資料はザールラント大学法経学部において国際民事訴訟法の講義を担当されていた欧州共同体裁判所の Christian Kohler 博士から提供されたものであり、ここに記して感謝の意を表するものである。

(1) Gel についての日本の文献については、石川・前掲論文九頁参照、欧文のものとしては前記 Jung, a. a. O., S. 22 に以下の文献がある。JUNG, Das Gericht erster Instanz der Europäischen Gemeinschaften, Nomos Verlagsgesellschaft, Baden Baden, 1991, sowie in den Erläuterungen zu Artikel 168 A EWG-Vertrag, in GROEBEN-THIESING-EHLERMANN, Kommentar zum EWG-Vertrag, 4. Aufl., 1991; zusätzlich zu den dort angeführten Schrifttumsnachweisen noch CRUZ VILACA/PAIS ANTUNES, The Court of First Instance of the European Communities: A Significant Step towards the Consolidation of the European Community as a Community governed by the Rule of Law, in Yearbook of European Law 1990, Vol. 10, S. 1 ff; LENAERTS, Das Gericht erster Instanz, EuR 1990, S. 228 ff; MILLET, The Court of First Instance of the European Communities, Butterworths, London/Edinburgh, 1990; RABE, Neuerungen im Europäischen Gerichtsverfahrensrecht, Europäische Zeitschrift für Wirtschaftsrecht 1991, S. 596 ff; RIGAUX, Tribunal de première instance, Jurisclasseur, Europe Fasc. 300, Droit International Fase. 161/20; PAPPAS (Hrsg.), Le Tribunal de première instance, Histoire-Organisation-Procédure, European Institute of Public Administration, Maastricht, 1990, mit Beiträgen von PAPPAS, DUE, CRUZ VILACA, RASMUSSEN, FRIDEN und CHRISTIANOS.

(2) 欧州石炭鉄鋼共同体条約三七条dおよび欧州原子力共同体条約一四〇条Aは同文の規定を置いている。

II　欧州共同体第一審裁判所の現状

1　機能と管轄

Gel の設置目的は主としてそれ以前の数年間に処理能力をはるかに超えた事件数からくる過重負担から欧州共同体裁判所（以下 EuGH と略す）を解放することに求められる。更に、そのことは欧州市民の権利保護の強化にもつながるものであると考えられた。相互に関連するこれら二つの目的は、一九八八年一〇月二四日の理事会決定（Beschluß des Rates—以下R決定という）[1]の序文にうたわれていた。[2]

Gel の管轄は現在のところ極めて限定されている。欧州経済共同体条約（以下EWG条約と略す）一六八条Aは Gel が個人の共同体機関に対するすべての直接の訴について管轄する旨規定している。これに対して同条は構成国または共同体機関の提起する訴、および先行判決の申立については Gel の管轄を認めていない。理事会はさしあたり三つの明確に制限された範囲でその管轄を認めた。[3]既に多くの文献で説かれているように共同体公務員身分関係訴訟、企業に適用されるEWG条約上の競争法規定をめぐる取消訴訟、不作為訴訟並びにEGKS（欧州石炭鉄鋼共同体）条約の領域における各種無効訴訟・不作為訴訟（Nichtigkeits- und Untätigkeitsklagen）がこれである。更に加えて最後の種類の訴の分野では、裁判所の活動の開始時には鉄鋼市場の情勢が変化していたために Gel は機能を発揮しなかったといわれている。[4]損害賠償請求訴訟は、それが Gel の無効訴訟または不作為訴訟の対象となる作為または不作為の結果生じたものである限りにおいて Gel の管轄が認められる。[5]EWG条約のアンチダンピング関係事件は、最初 EuGH が Gel への管轄移譲を考えていたが、理事会としては留保付条項（Revisionsklausel—最終決定を後に残した条項—）を認めたにとどまる。[6]理事会はこの点について、「判例の発展を含み、得られた経験を参考に……Gel の二年間の活動の後

に」新たに決定することにしたのである。

Gel 設置の第一段階において管轄のこのような制限は、Gel に移管された事件の種類及び数を予測可能なものとするメリットがあると考えられたようである。しかしながら現実には Gel の設置以降、事件数において三つの管轄分野間のバランスが著しく欠けており、この管轄配分があまりにも全く予想に反して不均衡なものとなっていると思われる。(7)

(1) Beschluß des Rates vom 24. Oktober 1988 zur Errichtung eines Gerichts erster Instanz der Europäischen Gemeinschaften, ABl. 1988 L 319 S. 1, berichtigte und konsolidierte Fassung ABl. 1989 C 215 S. 1; vgl. außerdem die Verfahrensordnung des Gerichts erster Instanz vom 2. Mai 1991, ABl. L 136 S. 1, mit Berichtigung ABl. 1991 L 314 S. 34; zum Rechtsmittelverfahren ferner Artikel 110 bis 123 der Verfahrensordnung des Gerichtshofs in der Neufassung vom 19. Juni 1991 ABl. 1991 L 176 S. 7 ff.

(2) vgl. die dritte und vierte Begründungserwägung.

(3) Artikel 3 Absatz 1 des Ratsbeschlusses vom 24. Oktober 1988.

(4) Jung, a. a. O., S. 2.

(5) Artikel 3 Absatz 2 des Ratsbeschlusses vom 24. Oktober 1988.

(6) Artikel 3 Absatz 3 des Ratsbeschlusses vom 24 Oktober 1988.

(7) 例えば一九九一年の新受事件における金銭給付関係の事件についていうと、九三件中八一件が公務員身分関係訴訟、一一件が競争法関係訴訟、一件が欧州石炭鉄鋼共同体条約関係訴訟であった。

2 事件数等

Gel 設置以降その管轄とされたが主任判事（Berichtserstatter）が事前報告書（Vorbericht）を提出していないすべての係属事件を、EuGH は一九八九年初頭 Gel に回付した。(1) その数は一五三件にのぼった。この件数は EuGH にこ

の時期係属した事件の約四分の一弱に相当する。公務員身分関係事件とその他の訴訟、特に競争法関係事件がほぼ半半であった。[2] これに若干の注釈を加えれば、この数字は必ずしも現状を正確に示しているとはいえない。というのは、上記競争法関係事件のうちかなりの件数がもとをただせば若干の同一関連事件から派生したものであるからである。すなわち、競争法関係事件のうち四二件の訴訟はすべてサーモプラスチック関係の事件をめぐる三つの委員会決定に対するものだったのである。それを別にしても現状では公務員身分関係事件は競争法関係事件と比較して圧倒的に多数にのぼっているというのが現実である。[3]

EuGH から Gel に回付された事件の多くは書面手続がすでにかなり以前に終了したままに放置されている状態にあった。そこで Gel としては多数の事件について判決を下せる状態にはなかった。それにもかかわらず公務員身分関係事件についていえば、Gel の職務開始後一年以内にこれら係属事件は終結せしめられたのである。[4] 数の上で少い競争法関係事件では、事件処理期間がこれよりはるかに長期にわたり、係属事件の処理が遅れている。[5]

一九九一年一二月迄の段階で Gel は約一〇〇件の判決を下している。[6] 一九九〇年には総件数八〇件—うち七一件が公務員身分関係訴訟、九件が競争法関係事件—、一九九一年には六七件—うち四八件が公務員身分関係訴訟、一七件が競争法関係事件、二件がEGKS関係事件—が終結している（abgeschlossen—判決取下和解等すべての終結を含む）。二七件の競争法関係事件を含む四二件が一九九二年一月二四日現在合議中である。[7] 一九九〇年の新受事件数は五五件—うち四三件が公務員身分関係訴訟、一〇件が競争法関係事件、二件がEGKS関係事件—、一九九一年の新受事件は九三件—うち八一件が公務員身分関係事件、一一件が競争法関係事件、一件がEGKS関係事件—である。したがって、一九九一年の場合、一九九〇年と比較して新受事件数の増加は六九％といえる。すなわち、一九九一年末の係属事件数は一六九件で、一九八九年末とはほぼ同数となっている。

EuGH には一九九一年末に六四〇件が係属中で、Gel への回付以後の状況（一九八九年末五〇一件）から事件数が相

当に増加し、その一年前の状態を超えたことを示している（一九八八年末六〇五事件）この点からみると Gel が設置されたからといって EuGH の負担は減少していないことになり、未済事件の大幅な減少につながっていないことになる。もちろん Gel の設置によって EuGH における事件の激増という事態が回避されていることは間違いないといえよう。(8)

(1) Jung, a. a. O., S. 22 によれば、vgl. Artikel 13 und 14 des Ratsbeschlusses vom 24. Oktober 1988 sowie den Beschluß des Präsidenten des Gerichtshofs vom 11. Oktober 1989- ABl. 1989 L 317 S. 48-über die ordnungsgemäße Konstituierung des Gerichts erster Instanz, wonach der die Zuständigkeit des Gerichts begründende Artikel 3 des Ratsbeschlusses am 1. November 1989 in Kraft trat.

(2) 78 Beamtenklagen; 75 Klagen aus dem Bereich der Wettbewerbsvorschriften des EWG-Vertrags; 2 Klagen zum EGKS-Vertrag.

(3) Jung, a. a. O., S. 3.

(4) Jung, a. a. O., S. 3.

(5) ポリプロピレン・カルテルに関する一四件のうち半数は判決により終了している。Jung, a. a. O., S. 23 によれば、vgl. Urteile vom 24. Oktober 1991, Rechtssachen T-1/89, Rhône-Poulenc./. Kommission, T-2/89, Petrofina./. Kommission, und T-3/89, Atochem./. Kommission; sowie vom 17. Dezember 1991, Rechtssachen T-4/89, BASF./. Kommission, T-6/89, Enichem Anic./. Kommission, T-7/89, Hercules Chemicals./. Kommission, und T-8/89, DSM./. Kommission-noch nicht in der Sammlung veröffentlicht; in den 12 Rechtssachen des PVC-Kartells hat die mündliche Verhandlung im November/Dezember 1991 stattgefunden; in den 16 Rechtssachen des Polyethylen-Kartells hat ein vorbereitender Erörterungstermin stattgefunden, und die mündliche Verhandlung ist anberaumt.

ＰＶＣカルテルに関する一二件につき口頭弁論は一九九一年一一月～一二月に行われた。ポリエチレン・カルテルに関する一六件について準備的説明期日（ein vorbereitender Erörterungstermin）が行われ、口頭弁論期日が指定された。

(6) 一九九〇年における総件数は五八件で、うち五二件が公務員身分関係事件、六件が競争法関係事件である。一九九一年における総件数は四一件であり、うち二六件は公務員身分関係事件、一四件が競争法関係事件、一件がＥＧＫＳ事件、一九九二

年において、これまで競争法関係事件が一件ある。

(7) 一九九二年二月二四日現在。

(8) Jung, a.a.O.,S. 4.

3 組織と構成

EuGH と Gel の制度的位置関係については、EWG条約六八条aで「付置」"Beiordnung"という表現が用いられ、その概念は必ずしも明確とはいえない。[1] それは Gel が事務局や裁判官の助手を別にすれば EuGH の行政組織を共同利用できること、予算的には EuGH に組み入れられることを意味している。[2] このような長い目でみれば必ずしも問題なしとはいえない構成は、Gel が急拠設置されたこと、設置後直ちに訴訟事件の処理を開始しなければならなかったことに起因している。[3]

Gel の組織と構成の基本は一九八八年一〇月二四日のR決定によるものである。しかしながらその細部は Gel 自身の決定に委ねられたのである。

Gel は一二人の裁判官をもって五裁判部を構成している。[4] うち三小裁判部は三人の裁判官構成で公務員身分関係事件を担当し、五人の裁判官構成の二大裁判部は経済法関係訴訟を取り扱う。[5] 所長を除く各裁判官は、一つの大裁判部並びに一つの小裁判部に所属しなければならない。裁判官の専門化は各種法律事件の数と性質との関係から必ずしも完全に維持されているとはいえない。すべての事件は各裁判部に配塡される。[6] しかし一定の事件は EuGH 特定法廷に配塡する基準にしたがい、[7] 法的解釈の困難性乃至事件の重要性または事実関係の審理の困難性等の理由から連合裁判部 (Plenum) 乃至別構成の裁判部に配塡されることもある。[8] また各裁判部の申請により連合裁判部で裁判することもある。[9] 事件が新種のもので、基本的な法律問題を含んでいるが事実関係は単純であるというような事件では、連合裁判部で判決することが適当であろうが、これに対して、事実関係が複雑で解明困難なものである場合には、連合裁

判部の審理には適さない[10]とされる。

Gel には法務官を置かない。しかし裁判官が法務官の職務を委嘱されることがある[11]。連合裁判部は別にして法務官の最終意見（Schlußantrag）は任意的で、法律解釈が困難である場合、あるいは事実解明が困難である場合に限りその意見が求められる[12]。法務官職は ad hoc に各法律事件について裁判官に委嘱される。委嘱するか否かの判断は連合裁判部が各裁判部の申立に基づいて行う。所長は法務官を他の裁判部の裁判官から指名する[13]。実務上法務官の指名は稀で各裁判部についてこれまで二回なされたにとどまる[14]。しかしながら法務官が公益代表的役割を果たすものとすれば、裁判官が法務官職を委嘱されるというシステムが効果的であるのか否か疑問が残る。

Gel のかかる組織はその職務活動に大きく影響しているといわれる。EuGH とは異なり、すべての法律事件は直接に各裁判部に係属し、そのため事前報告書（Vorbericht）の段階では通常連合裁判部で審理することはない[15]。三人または五人の裁判官をもって構成される一裁判部は連合裁判部よりよりフレキシブルな審理が可能であるといわれる[16]。

裁判部では一つの法律事件について激しい議論が交わされる。主任裁判官はしたがって事前報告書に極めて詳細に判決のすべての前提事実および法律問題を記載する。これを基本資料として最初の細部にわたる意見交換が行われる。裁判部のすべての構成員は口頭弁論前にすでに事実を十分に把握している。裁判所は口頭弁論の印象の残っている口頭弁論直後に判決のための合議を開始するのが常である[17]。

(1) Jung, a.a.O., S. 4.

(2) vgl. Artikel 45 der Satzung des Gerichtshofes (EWG).

(3) Jung, a.a.O., S. 4.

(4) EWG条約一六八条Aおよび一九八八年一〇月二四日R決定二条によると「裁判官」ではなく「構成員（Mitglieder）の語が用いられている。これは裁判官が裁判官としてのみならず「法務官（Generalanwalt）」として職務につくこともあることによる。「裁判官」なる用語は裁判所手続規則二条一項において用いられている。

(5) Artikel 12 der Verfahrensordnung des Gerichts erster Intanz; vgl. auch bereits den Beschluß des Gerichts über die Bildung der Kammern und die Zuweisung der Rechtssachen an die Kammern vom 26. September 1989, ABl. 1989 C 281 S. 12.
(6) Artikel 2 Absatz 4 des Ratsbeschlusses vom 24. Oktober 1988 und Artikel 11 der Verfahrensordnung des Gerichts.
(7) Artikel 95 der Verfahrensordnung des Gerichtshofes.
(8) Artikel 14 der Verfahrensordnung des Gerichts.
(9) Artikel 51 der Verfahrensordnung des Gerichts.
(10) Jung, a. a. O., S. 5.
(11) Artikel 2 Absatz 3 des Ratsbeschlusses vom 24. Oktober 1988 und Artikel 2 § 2 der Verfahrensordnung des Gerichts.
(12) Artikel 17 und 18 der Verfahrensordnung.
(13) Artikel 19 der Verfahrensordnung des Gerichts.
(14) in den Rechtssachen T-120/89, Stahlwerke Peine-Salzgitter./. Kommission, und T-1 bis 4 und 6 bis 15/89, Rhône Poulenc und andere./. Kommission ("Polypropylen")-noch nicht in der Sammlung veröffentlicht; die Rechtssache T 51/89, EISA.
(15) vgl. Artikel 52 der Verfahrensordnung des Gerichts erster Instanz sowie Artikel 44 der Verfahrensordnung des Gerichtshofes.
(16) Jung, a. a. O., S. 5.
(17) Jung, a. a. O., S. 6.

4 審理の重点

Gel の手続規定は EuGH の手続と極めて類似している。[1] しかし、両裁判所の作業方法及び判決のスタイルは異なっている。EuGH は上訴審としても第一審としても最上級裁判所であるのに対して、Gel は専ら第一審を担当する下級裁判所である。両者は法の形成に果たすべき役割が異なるという点がその作業方法の相違に影響をもたらすであ

ろう。最上級審としての EuGH の判決にあってはどちらかといえば正しい法の解釈と適用、法の形成に重点がおかれるが、―もちろんそれは第一審としての事件を扱う場合その事実解明を軽視してよいということを意味するわけではない―、Gel にあっては第一審裁判所として特に事実関係の解明及び確定に重点がおかれることになる―もちろんそれは正しい法解釈や適用、法形成を軽視してよいということを意味するものではないが―。過去二年間の経験からみると Gel の設置につき期待された事実確定面における権利保護の改善機能[2]は十分に発揮されているようである[3]。

Gel の活動の第一期ともみられるこれまでの時期に、Gel は鑑定、証人訊問、当事者本人の出頭等の制度を積極的に活用してきたのに対し、Gel の管轄事件について EuGH における証拠調は例外的になされるに過ぎなかったことが認められる[4]。

ところで本来の意味における証拠調[5]よりもより以上に重要なのは、これとは別の自由な証拠資料の収集や自由な事実解明の方法である。これらは Gel 手続規則六四条において「訴訟指揮処分（prozeßleitende Maßnahmen）」と表記されている。その意味は、判決の準備をなすことであり最善の方法で手続の進行及び法的紛争の解決につとめることであり、特に書面または口頭による手続や証拠調の方法を規律することを目的とし、当事者の申立や事実主張を釈明し、書面の内容を補充し、法的紛争の和解的解決を促進することを目的とする。この目的のため、当事者または第三者に対する訊問が行われ、書面の提出が要求され、当事者及びその代理人に対して方式自由な説明聴取期日（Erörterungstermin）が用意される。

かかる方法は EuGH では特段に規定されているわけではないが、この種の措置は EuGH でも行われている。たしかにこの種の規定は Gel の審理の特殊性を示すものであるし、Gel が手続のいかなる段階にあるかを問わず、手続過程に積極的に参加し裁判に重要な訴訟資料の収集に従事することができ、またそうすべきであることを明らかにしている。訴訟指揮の処分は、手続の過程をそれぞれの事件の特殊性に対応して通常の過程とは異なって柔軟に形成す

ることを可能にするものである。例えば書面手続の進行中に既に当事者から口頭による聴取を行う期日を開くことができるのがそれである。訴訟指揮上の処分によってする訴訟資料の十分な準備が裁判所と当事者の代理人との間の協力関係に基づくものであり、すべての利害関係人が事実解明のための高い努力を要求されることが指摘されなければならない。[6]

特に裁判所は競争法関係事件において、口頭弁論以前に書面または口頭により弁論準備のための質問一覧を交付しておかなければならないとされる。この種の手続では、当事者が口頭弁論の数カ月前に説明聴取期日（Erörterungstermin）に出頭すべき旨が定められている。[7] 訴訟記録が数十頁にものぼる事件も多く、またその一部が非公開書類であることもあり、さらには当事者や利害関係人が多数にのぼる場合もあり、使用言語が複数になる場合もあり、これらの場合、口頭弁論が迅速にして事案に適った解決手段となるために十分な準備が必要となることはいうまでもない。特に Gel の作業方式の特徴は口頭弁論にみられる。[8] Gel の口頭弁論は、通常 EuGH のそれより長期にわたる。裁判所の質問と当事者からの回答（釈明や当事者訊問を含むものと思われる）が大きな比重を占めるようである。[9] 口頭弁論は活発に行われている。口頭弁論は若干のケースでは驚くべき結果を示すことがあるし、訴訟資料が重要なポイントでまったく別の観点からの照射をうけることもあるとされる。[10] EuGH にあっては近時口頭弁論を経ることなく判決する可能性を認められたが、[11] Gel の手続においてそれは到底認められないのは Gel における口頭弁論の重要性に由来するものである。[12]

当事者本人が呼出をうける説明聴取期日（Erörterungstermin）は法的紛争の和解による解決の好機でもある。[13] 公務員身分関係訴訟は和解に適しているし、[14] 和解がしばしば行われている。[15] 両当事者の共通の申立によって手続を中止して裁判所が調停（Schlichtung）にあたることもある。[16] 公務員身分関係訴訟ではしばしば当事者が手続を中止して紛争解決のために時を稼ぐということも行われる。[17]

上訴裁判所のコントロールに服する事実審としてGelはEuGHと異なる判決のスタイルを発展させた。合議準備書面（Sitzungsbericht）は判決の構成部分でもないし附属文書（Anlage）でもない。それは判決において引用されることもないし、公開されることもない。[18] 判決に重要な事実関係は、それが口頭弁論終結後にGelの合議にかけられた範囲で判決中で明示的に確定される。このことはEuGHが上訴審として法律問題に限って判決を再審理するうえで必要である。判決理由のアクセントはしばしば事実関係の摘示におかれることが多いが、もちろん法の適用を極めて詳細に記述すべく努力もしているようである。[19] ―それは上訴手続の存在の反射的効果ということができよう―。

(1) Jung, a.a.O., S. 6.
(2) vgl. die dritte Begründungserwägung des Ratsbeschlusses vom 24. Oktober 1988.
(3) Jung, a.a.O., S. 6.
(4) Jung, a.a.O., S. 6.
(5) Artikel 65 der Verfahrensordnung.
(6) Jung, a.a.O., S. 7.
(7) Jung, a.a.O., S. 8.
(8) Jung, a.a.O., S. 8.
(9) Jung, a.a.O., S. 8.
(10) Jung, a.a.O., S. 8.
(11) vgl. Artikel 44 A, Artikel 104 §§ 3 und 4 sowie Artikel 120 der Verfahrensordnung des Gerichtshofs in der Neufassung vom 19. Juni 1991 im Anschluß an die Änderungen der Verfahrensordnung vom 15. Mai 1991, ABl. 1991 L 176 S. 1.
(12) Jung, a.a.O., S. 8.
(13) vgl. Artikel 64 § 2, lit. d) der Verfahrensordnung des Gerichts.
(14) この種の最初の事例として一九九〇年一月二九日の裁判所の決定参照。vgl. zum ersten Fall dieser Art den Beschluß des Gerichts vom 29. Januar 1990, Rechtssache T-59/89, Graf Yorck von Wartenburg./. Kommission, Slg. 1990 II S. 25.
(15) Jung, a.a.O., S. 9.

(16) vgl. Artikel 77 lit. e) der Verfahrensordnung des Gerichts.
(17) Jung, a.a.O., S. 9.
(18) Jung, a.a.O., S. 9.
(19) Jung, a.a.O., S. 9.

5 上訴手続

実際の上訴事件数はまだそれほど多いとはいえない。一九九一年末までに二九件のうち一〇件が処理された。うち二件は上訴の取下によって終了している。[1] この数字をもって上訴事件の処理傾向について結論を出すことは早計である。しかしながら少なくとも上訴件数の増加によって EuGH の負担が変わらなくなるであろうという予測は当たらなかったといってよいかもしれない。[2] 一九九〇年の上訴率は三六%、一九九一年のそれは二二%である。右一〇件中七件について上訴が排斥されたが、一件について第一審判決が取消された。[3]

負担軽減にあたって、上訴件数のほか、認められた上訴理由である管轄違背、手続違背、共同体法違背の審理にあたり、[4] 事実問題と法律問題を何処で区別し、何処まで EuGH の審理が踏み込むかという点が問題になる。EuGH は従来 EuGH がとった先行判決に関する実務とは異なり、これまで消極的であるように思われる。[5] 第一審判決取消後に法的紛争を EuGH が自判する可能性についても EuGH は消極的であるように思われる。[6][7]

上訴が不適法であることあるいは理由がないことが一見明白である場合、[8] 決定による上訴の排斥がこれまで二件あった。[9] 容れられる見込みのない上訴の入口における (a limine) 排斥が将来上訴手続における負担の軽減につながるであろうことが予測できる。この方向での実務の積重ねは許可上訴制度につながるのではないかと考えられる。[10]

上訴審としての EuGH の従来の裁判には、上訴審で新たに討議されるべき法律問題が第一審で判断されるより以上に明瞭かつ基本的に解明され、「精密をものとされる」[11] ことが期待されている。共同体裁判権の重層構造性は事実

確定の領域における権利保護に適切であるのみならず、共同体法の形成及び最上級裁判所の裁判による一般的法律問題の解明を促進する機能を有するといえよう。(12)

(1) Jung, a.a.O., S. 9.

(2) Jung, a.a.O., S. 9.

(3) 一九九一年末までに下された判決中、一〇〇件に対し不服申立がなされたが、二九件が上訴審で取消されている。一九九〇年には四四件の判決に対し一六件につき上訴が提起され、一九九一年には五九件の裁判のうち一三件につき上訴がなされている。

(4) vgl. Artikel 51 der Satzung des Gerichtshofs (EGW).

(5) この点については Jung, a. a. O., S. 25 によれば、vgl. Beschluß des Gerichtshofs vom 20. März 1991, Rechtssache C-115/90 P, Turner./. Kommission, Rdn. 13; Urteile des Gerichtshofs vom 1. Oktober 1991, Rechtssache C-283/90 P, Vidranyi./. Kommission, Rdn. 11 bis 16; vom 5. November 1991, Rechtssache C-348/90 P, Europäisches Parlament./. Virgili-Schettini, Rdn. 12; vom 28. November 1991, Rechtssache C-132/90 P, Schwedler./. Europäisches Parlament, Rdn. 9 bis 11; vom 17. Januar 1992, Rechtssache C-107/90 P, Hochbaum./. Kommission, Rdn. 9 und 15, 16-noch nicht in der Sammlung veröffentlicht; zu dieser Abgrenzung auch die Schlußanträge von Generalanwalt VAN GERVEN, Rechtssache C-145/90 P.

(6) Artikel 54 der Satzung des Gerichtshofs.

(7) Jung, a.a.O., S. 10. 特に同論文二六頁の注1参照。

(8) Artikel 119 der Verfahrensordnung des Gerichtshofs.

(9) Beschlüsse des Gerichtshofs vom 27. Februar 1991, Rechtssache C-126/90 P, Bocos Viciano./. Kommission; und vom 20. März 1991, Rechtssache C-115/90 P, Turner./. Kommission-noch nicht in der Sammlung veröffentlicht.

(10) 特別な許可要件が一六八条Aの枠内で可能か否かの問題については、vgl. Jung, Das Gericht erster Instanz der Europäischen Gemeinschaften, Rdn. 125.

(11) Jung, a.a.O., S. 10.

(12) Jung, a.a.O., S. 10.

Ⅲ　結びにかえて

Gel については以上に述べたように、その設置後の短期間の経験をもって軽々にその存在価値を評価すべきではないことを承知の上でこれまでの機能を眺めてみると、設置本来の目的に貢献しつつ機能しているといえよう。しかしながら Gel の設置によって EuGH の負担が軽減されたかといえば、必ずしもそう言い切ることはできない。これは EuGH それ自体の管轄事件がＥＧの統合発展に伴って増加しているからである。したがって、いずれ近々にまたＥＧの司法制度について抜本的改革を検討しなければならない時期が到来するであろうことは目に見えている。Gel の設置が、ＥＧを一つの国家に見立てた場合、そしてまたマーストリヒト条約によってＥＧは確実にその方向への歩みを進めたということができるが、EuGH と Gel という二つの裁判所の設置、両者の職分の分掌の在り方は、司法制度として誠に落着きが悪く、審級制度の構造美学にも反するのではないかという感想を率直にいってもたざるを得ない。EuGH に対する Gel の設置の仕方がいかにも付け焼刃的な感じを与えるのである。ドイツ式に各種裁判所が裁判権を分掌する方式をとるのか、単一裁判権制度をとるのか、何層式の審級制度にするのか、憲法裁判所的なものと通常裁判権とを区別するのか、下級裁判所を構成国に分散するのか等々、構成国間の司法制度の相違ともからんで将来の構成に困難な問題をはらんでいるように思われる。